

第五回 参議院建設委員会會議錄第十二号

昭和二十四年五月十日(火曜日)午前十時三十四分開会

本日の会議に付した事件

○測量法案(内閣提出)

○建設事業一般並びに國土その他諸計画に関する調査(河川に関する件)

○委員長(石坂重一君) これより建設委員会を開会いたします。審議に先立ちまして測量法案について政府より發言を求めます。

○政府委員(赤木正雄君) 只今御審議になつております測量法案の中におきまして、第十一條第一号中「偏平率」とあるのは「偏平度」の間違ひであります。又提案の理由の中の土地とあるのは陸地の誤りであります。只今正誤の手続をしていますが何卒この点御了承を願います。

○委員長(石坂重一君) それではその正誤によつて本法案は構成されたものと認めます。つきましてこれより測量法案を議題として前回に続き皆さんに、若しご意見を述べなければ質疑をいたして頂きたいと思ひます。若し質疑が盡きておりますならば直ちに討論に入りたいと思ひます。

○岩崎正三郎君 四十七條の「宅地若しくは小農地」この小農地はどういう内容を持つておられるのか御説明願ひたい。これは今非常にその供出問題や土地改革の問題に関連があると思ひます。

○政府委員(武藤勝彦君) 四十七條にありますが小農地と申しますのは、すべ

る場合に、恐らく非常に私は測量問題が必要と思ひますが、こういうことを考慮に入れなかつたわけですね、そうするといふ……

○政府委員(武藤勝彦君) そういうふうな交換とかいうふうなものは技術的に私の方で実は考えておらなかつたので、独立した測量をやつておられるのが多いのでございます。こういうものは外には理由も余りありませんので、そういうふうな表現がしてあるのをごさいます。従つてこの村の中の農地の測量とか何とかなというふうな、極く小規模のそういうものを意味してあります。面積で申しますと、これはその場合々々によりまして極く狭い場合もありまして、又五町とか十町とかそういうものが纏まりまして、それはやはり小農地ということになります。

○岩崎正三郎君 従つてこの農地改革なるものに関連した測量問題が起きた場合については取り上げられないわけですね。

○政府委員(武藤勝彦君) 農地改革を、將來考えられます、全國を統一してやるといふような大きな測量でありましたならば、この法律の適用を受けることが当然でありまして、こういう場合でありますならばこれは出て来ると思ひます。

○岩崎正三郎君 恐らく交換分合法とか、そういうものが出来来と思ひますが、土地改良法ですが、さやうな場合に相当農地の交換分合が起きて来

る場合に、恐らく非常に私は測量問題が必要と思ひますが、こういうことを考慮に入れなかつたわけですね、そうするといふ……

○政府委員(武藤勝彦君) そういうふうな交換とかいうふうなものは技術的に私の方で実は考えておらなかつたので、独立した測量をやつておられるのが多いのでございます。こういうものは外には理由も余りありませんので、そういうふうな表現がしてあるのをごさいます。従つてこの村の中の農地の測量とか何とかなというふうな、極く小規模のそういうものを意味してあります。面積で申しますと、これはその場合々々によりまして極く狭い場合もありまして、又五町とか十町とかそういうものが纏まりまして、それはやはり小農地ということになります。

○岩崎正三郎君 従つてこの農地改革なるものに関連した測量問題が起きた場合については取り上げられないわけですね。

○政府委員(武藤勝彦君) 農地改革を、將來考えられます、全國を統一してやるといふような大きな測量でありましたならば、この法律の適用を受けることが当然でありまして、こういう場合でありますならばこれは出て来ると思ひます。

○岩崎正三郎君 恐らく交換分合法とか、そういうものが出来来と思ひますが、土地改良法ですが、さやうな場合に相当農地の交換分合が起きて来

る場合に、恐らく非常に私は測量問題が必要と思ひますが、こういうことを考慮に入れなかつたわけですね、そうするといふ……

○政府委員(武藤勝彦君) そういうふうな交換とかいうふうなものは技術的に私の方で実は考えておらなかつたので、独立した測量をやつておられるのが多いのでございます。こういうものは外には理由も余りありませんので、そういうふうな表現がしてあるのをごさいます。従つてこの村の中の農地の測量とか何とかなというふうな、極く小規模のそういうものを意味してあります。面積で申しますと、これはその場合々々によりまして極く狭い場合もありまして、又五町とか十町とかそういうものが纏まりまして、それはやはり小農地ということになります。

○岩崎正三郎君 従つてこの農地改革なるものに関連した測量問題が起きた場合については取り上げられないわけですね。

○政府委員(武藤勝彦君) 農地改革を、將來考えられます、全國を統一してやるといふような大きな測量でありましたならば、この法律の適用を受けることが当然でありまして、こういう場合でありますならばこれは出て来ると思ひます。

○岩崎正三郎君 恐らく交換分合法とか、そういうものが出来来と思ひますが、土地改良法ですが、さやうな場合に相当農地の交換分合が起きて来

る場合に、恐らく非常に私は測量問題が必要と思ひますが、こういうことを考慮に入れなかつたわけですね、そうするといふ……

○政府委員(武藤勝彦君) そういうふうな交換とかいうふうなものは技術的に私の方で実は考えておらなかつたので、独立した測量をやつておられるのが多いのでございます。こういうものは外には理由も余りありませんので、そういうふうな表現がしてあるのをごさいます。従つてこの村の中の農地の測量とか何とかなというふうな、極く小規模のそういうものを意味してあります。面積で申しますと、これはその場合々々によりまして極く狭い場合もありまして、又五町とか十町とかそういうものが纏まりまして、それはやはり小農地ということになります。

○岩崎正三郎君 従つてこの農地改革なるものに関連した測量問題が起きた場合については取り上げられないわけですね。

○政府委員(武藤勝彦君) 農地改革を、將來考えられます、全國を統一してやるといふような大きな測量でありましたならば、この法律の適用を受けることが当然でありまして、こういう場合でありますならばこれは出て来ると思ひます。

○岩崎正三郎君 恐らく交換分合法とか、そういうものが出来来と思ひますが、土地改良法ですが、さやうな場合に相当農地の交換分合が起きて来

る場合に、恐らく非常に私は測量問題が必要と思ひますが、こういうことを考慮に入れなかつたわけですね、そうするといふ……

仕事、こういうふうな法律を出さなければ責任ある測量ができないかというところが私は残念に思ふのです。今まで参謀本部で出しております地図が、國民に販賣してありながらそれが非常に間違つておるといふようなものを發行しておるといふことは、非常に私は残念に思ふのですが、そういう法律がなければそういうふうな技術の進歩ができないようなことでは、私は地理調査所そのものの精密の度を疑う者であります。技術は決して法律によつて私は進歩するものではないと思ひます。技術そのものの、測量そのものが進歩しなければ、私はどんな立派な法律を出しても決して立派な測量ができることは考えません。そういう意味におきまして、この法律は今北條議員のおつしやつたような事柄ではありますけれども、片方におきましては非常に一般の測量を妨害する、或る意味においては縛るというような点が私は多々あるのではないかと、こゝろに考へます。そういう意味におきまして、こういう法律がなくとも先程北條君の言われたようなことは地理調査所の責任において十分やり得るのではないかと。又この法律が適用される範囲は地理調査所自体で恐らく外の方には殆んど適用される範囲がない。こゝろに考へます。は考えますので反対いたしましたわけでありませう。

○岩崎正三郎君 私も大体原口委員と同じような意見を持つておりますが、とにかくこの國土狭小な今日において、大いにその活用をして正確にすることは結構なことなんです、さうな技術の發展上大したこともなさうだといふのにかような大きな法律を作つてもどうかと思ふ。更に私は予算委員会の小委員会でも、日本でもつと測量の關係に対して費用を出すべきだといふことを質問したのであります、恐らく立派な法律を作つてもしつかりした予算の裏付けがないと、誠にこれは変なものになるので、その点も危惧する者であります。

更に先程ちよつと質問したのであります、農地の問題であります、供出問題その他土地改良に關連して、非常に農地の測量こそこの狭小な國土を十分に活用するためにはこれは必要だと思ふのです。ところがさういふものを成るべく問題の外に置こうとするような傾向ならば、誠にこれは徒らに老大な法律をつつたといふふうなことで、一番我々の心配するところの、一番当面の食糧に關連の深い問題に何らの接觸もないことは残念だと思ふのです。そういう意味で私も原口委員と結論においては同じであります。

○委員長(石坂重一君) それでは討論を盡きたと存じますので、採決をいたしたいと存じます。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(石坂重一君) 多数と認めます。よつて本案は可決されました。尙本會議における委員長の前頭報告は委員長に御一任願ひたいと思ひます、御異存ありませんか。

○委員長(石坂重一君) 御異存ないことを認めます。さうに決定いたします。それから多数意見者の署名が必要でございますから御署名をお願いいたします。

○委員長(石坂重一君) 御異存ないことを認めます。さうに決定いたします。それから多数意見者の署名が必要でございますから御署名をお願いいたします。

○委員長(石坂重一君) 御異存ないことを認めます。さうに決定いたします。それから多数意見者の署名が必要でございますから御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

堀 末治 北條 秀一
安部 定 遠山 丙市
久松 定武 赤木 正雄

○北條秀一君 採決が済んだあとで、先程原口委員、岩崎委員の述べられた御意見も私尤もであると思ひます、將來の運営等に非常に参考になると思ひますので、少数意見として原口委員の意見を提出されたらどうかと案えます。

○委員長(石坂重一君) よろしうございませう。原口君の御意見を少数意見として紹介することにいたします。

○原口忠次郎君 はあ。委員長の報告の中に入れて頂きたい。

○委員長(石坂重一君) それでは本委員会は更に続行いたしまして、先日來安部君より政府に対する質疑を要求されておる、その安部君の御質疑を許すことにいたします。

○安部定君 河川局長にお尋ねいたしますが、今年度直轄河川工事それから砂防工事で、公共事業費が非常に削減を受けたので削らなくてはならない、これには建設委員の各位の御協力が望みたいといふようなお話が前の委員会であつたのでありますが、二十四年度において廃止することに決定した河川改修工事、それから砂防工事の箇所名と、建設省としての廃止した理由を御説明願ひたい。

○委員長退席、理事原口忠次郎君 委員長席に著く。

○政府委員(目黒清雄君) 河川費用は非常に極度に圧迫された關係もありまして、それからいふ／＼の單價の増といふようなことで、各箇所の河川の予

算が僅少である、そのために河川工事が所期の目的通りな／＼進捗して行かないといふような現状であるのであります。これを過去の例から大体申上げますと、昭和五年時代には河川数が四十二本程度でありました。このときの予算を百といひまして考へて見ますと、現在になりまして河川数が修繕その他いろいろ合せますと九十五本、それに対して予算がその五〇％といふふうな形になつて参つておるのであります。さういふことでありますので、この少い予算を有効に使うためにはどうしても或る程度重点的に仕事をしなければならぬといふふうに追詰められて來たのであります。そこでそれならばこの河川をどうするかといふことに、個々に當つて検討して見たのであります。この河川の中には或る計画を樹て、勿論これは戦時中の計画であります、戦時中の軍需工場その他の工業用水、或いはその他の目的のために堰堤を築造することによつて、同時に河川改修工事もしようといふ計画があつたのであります、これらは戦後におきましては一應再検討を要するといふことになつたのであります。

從つてこれらをやつたの無意味なことを發見されたもので、これを果して堰堤を築造することによつて河川改修をやることとがいかどうかといふことの再検討の時間を必要としたのであります。この河川は大体二河川ありまして、大阪、神戸間の伊那川、それから仙台の名取川といふのがその例であります。これは一應直轄工事の一時中止をやりまして再検討をするといふ河川が二本ござ

います。その次に比較的規模が小で工事が平易である、併し工事としては中止ができないといふようなものが取上げられたのでございませう、これは最近府縣の技術力も相当向上して参りましたので、これを一應府縣に委譲して補助工事としてこの仕事を継続して行きたい、こゝろに考へます。但しこの場合に御承知の通りに、直轄工事は三分の二の國費と、三分の一の地方費で直轄工事をやつておるのであります、地方に委譲した場合でもこの割合を減ずることは地方財政に及ぼす影響が相当あります。こゝろに考へます。一應直轄として既得権といひますか、さういふ高額の國費を出すことを認められたのでありますから、これを地方に委譲する場合にそのま

まの形で、補助率をそのまま、即ち三分の二の補助をやつてこれを委譲すれば、何ら地方財政に影響を與へまいといふことで、これは勿論地方と協議してみなくてはなりませんが、地方の意見をこれによつて徴しまして委譲しようといふ河川が四本あります。これはちよつと予算上のことを申上げますと細かい話になりますが、予算面から見ますと、河川直轄事業の事業費総額が予算に載りまして大蔵省に三分の一の負担金が歳入として入つて來る、こゝろに考へます。それから補助になりまして、補助金だけを計上して他の三分の二は地方の起債やその他の財源で賄ひますから、予算面から見たら中から出すことになりまして、地方の補助になりますと事業費が増額できる勘定になるわけです。この点は直轄事業より有利であるといふことを考

えた次第であります。それから府縣に委託します河川のうちでは、大分川が完成をしておられると思われ、河川の中に含んであります。最上川、五十鈴川などはその例であります。それから非常にも支障ないという河川、而も尙それが戦時中に特に重要なために取上げられた河川と申しますと、或る軍事施設があるためにその河川を戦時中に特に取上げたという河川、これらは山口縣の防府の佐波川、大分縣の大分市附近の大分川という河川、これがその例であります。これらは大分府縣と交渉いたしました結果、府縣もこれを引受けることを承知しております。而も十分府縣もこの河川に対しては上位に考えまして、府縣事業としても直轄程度の事業をやりたいという希望のものばかりであります。砂防につきましては大体二ヶ所あります。安部川と天神川であります。安部川は静岡縣の安部川の上流に砂防堰堤を造る工事ですが、現在この堰堤計画は十七メートルばかりの計画でやつておつたのであります。現在十メートルでできております。堰堤の背後の土砂は、今後一二年くらいはまだ貯溜するだけの能力を持つておるようであります。又この安部川の河川の状態を見ますと、砂防堰堤を築造することによつて、砂防効果が現れると思つておるのであります。河川は段々河床が沈下して参つておるのであります。でありますから更に堰堤を築造すること、堰堤を更に高くすること、或いは河川の河底の低下して参ります所に、他の工作を施すか、この点は相対研究しなければならぬと思つておる

ります。これはもう一二年この状態を観察しましてこの対策を練りたい。この意味で一應中止したものであります。天神川は大本工事河川の改修工事と相俟つて十一年から開始したので、二十三年度までには一應の砂防工事が施工済みであります。今後は小規模なる床固め、或いは護岸工事というものが残されておるのです。これらのものは大分府縣の補助工事として今後やつて行つても、或る程度支障がない仕事であります。これは一應砂防の目的を達したという意味で、今年には中止したいと思つておるのであります。

○安部定君 先般の河川局長の協力願いたいということ、それを只今ここで具体的に話を願つたのであります。が、この説明で昭和五年に四十二本、予算の指数を仮に百とするならば、現在九十五本で、河川の数は倍に増したのに、予算は五十に減つてゐるという御説明であつたのでございしますが、このことを我々は承知いたします。併し今度廃止した川、それから砂防のことについては非常に簡単な御説明でありましたが、今度廃止と共に一面取り上げた箇所もあるものであります。その間私共としては納得の行かないことがあるので、今暫くお尋ねを続けたいと思つておる。

例を一つ挙げますが、只今御説明の中にありました佐波川のごとき、この第五國會に請願が出ておまして、すでに本委員會で採択を済ましております。報告書も出ております。當委員會でそういう採択をしたのに、それと全く相反する廃止をやつておられるということ、これはどういふわけかという

ふうに私は考えないわけに行かないのであります。御説明では、戦時中軍の要請に基いて取り上げたというやうなことであります。これと共に述べられました大分川も同様に私は考えるのであります。佐波川も大分川も單に軍の要請に基いたものと言えない証拠があります。それは明治四十三年の臨時治水調査会の決議と、それに續く昭和四年までの数回にわたる決議に明かにこの二つの川は入つておるのであります。而もそれらの川の合計が僅に六十五河川であるところから考えますならば、更に現在施工しております箇所が九十一箇所というふうに最近非常に殖えておる、その殖えておる中の、六十五の中に入つておる二つの川が、軍の要請に基いてなされたという河川局長の説明は、私はどうも理解が行かないのであります。これは重要な河川であることは、明治以來決つた川であるとも別の言葉を用いば言うことができるのであります。そういうことは何か言訳をするための理由ではないかというふうにも思われるのであります。

更に河川の費用は、成る程百が五十に減り、箇所は倍になつておるでありますけれども、同様なのは砂防工事費についても言えるのであり、而も本年度と昨年度と予算を比べますと、本年度の河川費の合計は、公共事業費全体に対して三三・七%であつて、昨年度の二八・七%に比べれば僅かな増加を示しております。併し砂防の方は、昨年一・二%であつて、今年は一・四%にしか増額されていないのであります。然るに一・二から一・四に値上げされましたところの砂防の方では、更に直轄に取り上げる箇所を作つており、僅かではありますけれども増額を見ました。河川工事においては、御説明の六箇所を削られておるといふことは、どういふ理由に基くのか、その辺のところを更に御説明が願ひたいのであります。

更に私はここに特殊な例を申したいのであります。それは今説明のありました大分川に、近接いたしておりました山國川は、昨年度の我々も運動した一人でありましたが、その運動を容れられてか、昨年初めて直轄工事に取上げられておるのであります。昨年取り上げて置いて、その隣の川の大分川が今年廃止になる。而もこの山國の上流の直轄砂防が本年取り上げられる。この影響は地元には非常に大きいのであります。各種の影響を今日生じようとして残しております。例えば山國の上流が直轄砂防工事として取上げられる結果、縣の砂防工事自体の將來が非常に危ぶまれるという結果さえも生じようとしてゐるのであります。これについて河川局長はどういう御見解を持つておられますか、お尋ね申し上げます。

山國が昨年取上げられたことは、昨年の状態と今年の狀態がさ程変つたものと思われ、昨年の状態は新たに取上げ、今年はずいぶん隣の河を切落すといふことは少し十分な御説明を聞かないと我々は分らない。更にこれらの河川を止めたり上げたりすることに於いての時期の問題でありまして、省議では四月二十一日に決定したと聞いておりますけれども、工事事務所に対してはすでに三月の下旬に決定したかのような通知を發しておるやうな形跡があります。

大分川工事事務所に対しても九州地建から電報を發せられており、山國川の直轄砂防を取上げられることについて、すでに山國川の両縣であります福岡縣と大分縣の土木部長に対して、九州地建からは双方協定を結ぶようにと、これ亦三月四月に通知が發せられております。して見ますと、國會や我々の方に知らずことなく、極めて早い機会にこれらのことがすでに皆さん方の中で決められていて、あとで我々が審議をいくらしても、それらの審議は何ら参考にもしなければ取上げもしないというような態度があるのではないかと。そういうやうなことにつきまして更に詳しい御説明を開きたいと思つておる。

○政府委員(目黒清雄君) 大分川の問題であります。御説のように大正十年臨時治水調査会において他の五十六河川と共に、第二期治水計画として改修することを適當と認められたのであります。この治水調査会の決定の河川の中では、五十七河川の中に尙九河川がまだ未着手であります。従つて治水調査会の全部が着手されてゐるというわけではないのであります。更に昭和十六年度から直轄改修として着手、先程申し上げた通りに主として軍施設のためにやつたのであります。昭和二十三年度までに一應一千余万圓程費してあります。そこで今考へておることになります。昭和二十四年度には直轄改修の跡始末の仕事と、府縣がやります仕事とを分けて大分大分市の河口左岸堤の仕事ができる見込で今やつておられます。曾て過去において一千万圓きり投じなかつた、これは物價の

関係もありますが、一千万円きり投じなかつたのが、今度委譲によりましてそれ以上の金額がここに行くのであります。大分川自身としては工事の方から見ますと、何ら大分市にとつて困るという問題ではないと思ふのであります。大正十年当時の治水調査会の第二期治水計画というものを立案、決定いたしましたときには、大分府縣の技術力はそれ程信頼できなかつたのであります。現在になりましては、相当技術の水準が府縣も上つておりまして、府縣にやらせましようともこの程度の仕事ならば、まあ、府縣でやつて大丈夫だといふふうに考えられたのであります。更にこの直轄河川と中小河川の予算の割合でありますが、幸にして或る程度本年度は中小河川に費用が増額されたのであります。昨年度に比較しますと、相当増額されて参りました。そのために大分縣の例をとりますと、お隣の香匠川等は直轄ではありませんが、過去において二十三年度には千五百万円を費やし、二十四年度には更に二千数百万円を出そうといふようなことでもありまして、これは先程お話しに出ました山國川或いは大分川以上にこの仕事は進むのであります。こゝういふふうに考へて来ますと、直轄、府縣という河川の別は必ずしも直轄の方が予算が多くということでもないと思ふのであります。府縣自身の力によりまして、或る程度府縣事業も進む可能性が十分あると思ふので、直轄を縣に委譲したいといふつもりであります。

それから山國川を直轄に取上げたといふ理由であります。山國川は御承知の通りに大分と福岡縣の縣境を流れ

ておる川であります。これは非常に大分川等と比較しますと、多少いろいろな点におきまして、大きな川とは申し上げられないのであります。縣境を流れておる關係上この仕事はどちらの縣がやるかともなかつて困難な事情にありまゐるので、これは當然直轄にいたし、こゝういふ考へ方で直轄に取上げたのであります。従つて本年度はこれらの上流に砂防をやることになつておりますが、これは考へ方によつては、砂防自身から考へますと新規とも考へられますが、すでに山國川自身が直轄河川として取上げ、これを改修すべく本年度予算を組んでおりますが、下流改修と上流砂防とは当然一体のものであります。これを同時に考へなければ河川改修の効果が挙らないのであります。こゝういふ意味で山國川をやりたい、こゝういふつもりであります。

それから何か予算が國會で審議されないうちにその内容が地方に洩れる、或いは地方に公式に意思表示をしたといふようなお話であります。この点は我々としては公式にはこれを絶対にやつておらないのであります。が、いろいろ今お話し申し上げました通りに府縣委譲にいたしまして、簡所の選択にいたしまして、地方の事情を十分知らなければ簡所決定が参らないのであります。直轄工事をやりましたも三分の一の地方費の負担というのであります。負担が地方において可能であるか可能でないかといふことも相当研究しなければなりません。更にただ簡所を河川ごとに適当に配分するといふより、行方き方は到底できないのであります。これを十分実地を知つてゐる地方建設局の技術の方面の人とどうして

も折衝して、その簡所に適當した予算を配分しなくちゃならぬといふこと、で、いろいろ事前折衝が行われるのであります。こゝういふことをやりまゐると自然にそれが地方に分つて来るといふことは、これはどう考へてもいたし方がないのであります。我々はこれを秘密の裡にやりたいとは考へておりましたが、なか／＼それが地方に漏れるといふこともあります。そこでこゝういふことがありますので、先程の三月中に話が出たといふようなことになつたのではないかといふふうに考へております。

○安部定君 最後にもう一つお尋ねしたいのですが、今大分川の例が出ましたのでやはりこれを用ひますが、大分川は当初昭和十六年に直轄として御採用になつたときには、その頃の模様を私詳しくは存じませんが、多分國會で予算も共に審議したのではないかといふふうに聞いておりますが、その工費は五百四十三万二千円に決められたように聞いております。ところで只今の御説明にありましたように十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三年といふふうに工事をやつて来た總計が僅か一千余万円であつた、これは貨幣の違つた價值での一千万円でありまして、甚だ各年の予算が少かつたのであります。當然もう少し沢山殖やしておかなければならぬといふ川であるのに、こゝういふふうに少くして今日に至つておるのではないかとこゝういふに私は考へるのであります。もうちよつと今までのにももう少し多くやるべき川であつたのではないかと。況んや今日これを縣に委譲するといふようなことは到底考へられないといふ

いふふうに私は考へるのであります。が、このことについてどうも運動をする、しないといふことが、こゝういふことを決定する非常な要素、條件になつておるのではないかとこゝういふに考へるのであります。この辺について河川局長はどう考へておられますか、簡単によろしくございましてお聞きしたいのであります。非常に悪い川があつて、その悪い川を建設省の人々に認識して頂きたいという意味の請願運動、陳情運動は私も認めるのでありますけれども、こゝういふことも運動によつて決定するといふことは、直轄河川にすでに入つておる各河川の人々が、年々或いは時期々々に大挙して東京に上京しての運動といふようなことをやらなければならぬといふようなことになりまして、これは大變國家の不経済でもあると思ひます。運動によつて左右せられるものであるか、運動の点につきましては直轄に取上げられておるのですから、安心しておつたように地元の人々は申し出ておるのであります。運動によつて左右せられるものでは、運動によつて左も右も、その辺のところをはつきりと河川局長から最後に御説明が願えれば、私はこれで質問を満足いたします。その御説明が頂きたい、こゝういふお氣持か、お氣持を伺つた上でこゝういふ頂きたいと思ひます。

○政府委員(目黒清雄君) 河川工事の個所決定にはすべて運動によつてといふようなお話であります。我々は運動のみによつて決定をするつもりはないでございまして。又事実やつておらないのであります。我々のところで個

所決定をやりますときには、地方の府縣なり或いは我々の出先であります地方建設局なりの、実際に仕事をやつております第一線の技術者の意見を相当尊重して参ります。これを又責任のある課で慎重審議いたしたのであります。一應基準によりましてその枠を決めるのであります。これらの個所決定の期間に先程お話ししました通りに漏れるといふことは、この慎重審議の期間が非常に長いといふことにも起因しておるのであります。恐らく予算の枠の見通しがつきまして、一月、二月或いは場合によりまして三月もその研究のために期間を要するといふ現情であります。

ただ陳情といふものを全然輕んずるかといふことになりまして、これはさうばかりも参らぬのであります。といひますのは我々の方に三分の一の地方負担といふのがあります。或いは府縣の事業でありますれば、更に府縣から地元へ負担を掛ける場合があります。それから又河川の改修をします場合に、工事施工上いろいろの点で、地元の協力がなければ施工が不可能である場合があります。例えば河川改修の用地の問題でも、最近農地はこれをなかなか買収することが困難になつて参りました。こゝういふ事情がありますので、地元の熱意、我々の仕事に対する協力が、仕事の途中において中止しなければならぬ羽目に陥ることがありますので、こゝういふ点を考へまして、地元の熱意といふものも十分参酌して行かなければならぬと考へておるのであります。

○久松定武君 只今局長からいろいろ

御意見を承りまして、この直轄河川の政務というものは、地元の方々に取つて非常に重大な問題を惹き起すことが多いと思いますが、私参考のために終戦以来の直轄河川の政務を整理した何か参考書類を頂きたいと思ひます。

（賛成と呼ぶ者あり）
○理事（原口忠次郎君） それでは河川局長に申し上げますが、直轄河川を地方に委譲するために必要な参考資料がありましたら、この委員会に提出して頂きたいと思ひます。

○岩崎正三郎君 それに関連して予算が決つたら、これを各河川に配分するでしようが、若し二十四年度の分が決りましたら、そういう参考資料があつたら御提出願ひたい。

○政府委員（目黒清雄君） 只今のところは一應原案はできておりますが、これは関係方面の認証を要するのであります。従つて本日に正式に出すといひますれば認証が済んでからでないと発表できないことになつております。それでよろしければそのとき……

○久松定武君 それに関連して今度は河川の開発の問題からお伺ひしたいのですが、四國の物部川、それから銅山川、それに新潟縣のどこかもう一つの開発が採択されたと思ひますが、これはどうなつておりますか、その詳細を伺ひたい。

○政府委員（目黒清雄君） 今のお話は河川統制事業として、そういうものをやりたいという案であります。御承知のように河川統制事業の予算は非常に少いのであります。今お話のうちに物部川などは本年は殆んど調査時代とお考え願ひたいと思ひます。それから新潟縣の三面川、これも本格的な工事

までにはなつておりません。銅山川はすでに用水関係の仕事はできております。堰堤ができますと直ちに用水が引けるようなことでありますから、これは殆んど継続的なような性格を持つておりますので、この事業だけは本格的に仕事をしたいと思つております。

○久松定武君 予算はどのくらいありますか。
○政府委員（目黒清雄君） 事業費で、事業総量で申し上げますと、四千九百万円ばかりであります。

○久松定武君 これは全体でございませうか。
○政府委員（目黒清雄君） 全体であります。農林省の方が三千万円くらいになつております。

○久松定武君 銅山川の予算としては、建設省から四千九百万円、それから農林省からは三千万円、合計七千九百万円という見当が今年度の予算として組まれてゐるのでせうか。
○北條秀一君 それは國家から貰つたのですか……縣案ですね。

○政府委員（目黒清雄君） 縣案です。○久松定武君 それから物部川は予算はどれくらいでございませうか。
○政府委員（目黒清雄君） 大体九百万円程度でございませう。

○久松定武君 それから新潟縣のは何という川でしたか。
○政府委員（目黒清雄君） 三面川です。予算は千七百万円くらいです。

○久松定武君 そうするとこの新規事業としての三面川は、今後継続事業として年々予算を組まれる御予定なのですか。
○政府委員（目黒清雄君） 予算面といひましては過年度予算であります。

○久松定武君 三面川で、これは本格的な性格から申しますと、これは継続的な性格を持つておりますので、年々これは組んで行かないと仕事にならんわけですね。相当総額が大きいものですから、河川統制予算を相当増額して、これらに振向けませんと、なかなか工事は完了いたさない状態でございます。

○久松定武君 銅山川も同様ですか。
○政府委員（目黒清雄君） ええ。
○北條秀一君 私は赤木政務次官にこの際重ねてお伺ひして置きたいのです。今、今の予算の再分配の問題は先般來本委員会において非常に問題になつてゐるわけですね。單に河川のみならず砂防にいたしまして、建設省の予算即ち公共事業費は大きな枠が決まつてゐるのです。その再分配をどうするかという問題は、我々の最も慎重に検討しなくてはならない問題です。大きな予算は國會において極めて民主的に決定するのであります。決定したものが簡所に予算が再分配されることは建設省の内部においてやられる。決めて官僚的にこれがやられてしまふわけですね。ここに今日の國の行政のやり方に明瞭さを欠く点があるわけでありまして、勿論この再分配の問題を委員会に持ち出しますと、各地区の代表であるところの議員各位はそれ、自分の立場に立つて主張されますので、結論が出ることは非常に難問であると思ひますけれども、役所の内部だけで決められるということは、私は今日の事態にそぐわないものと考えられます。どうしてもGHQのブルーワールを必要とする問題であります。併しその前に建設委員会において、大局に立つて、而も公平に民主的に予算の再分配

の方針を決定して行くことが必要だと考へるが、一体どういふふうにして建設省内部においては予算の再分配を実施にやつておられるか。更に建設省は本委員会にその予算再分配の問題を御相談なさる考へはあるかないか、これについて赤木政務次官のお考えを聞きたいのであります。

○政府委員（赤木正雄君） 北條委員の御質問は、私は建設省に關係して以來非常に關心を以て何とかさういふふうにした……、私も第一國會以來この委員におりまして、委員の空氣も知つてゐます。又長らく内務省にいまして内務省の予算の編成の方法も知つてゐます。今までの予算の編成の方法がどうかと申しますと、むしろお役所だけで決めて余り國會には關係なかつた。併し或る面におきましては尙今日以上に國會との密接な關係があつたように私は思ふのです。例えて申しますとこれは予算の編成も変わりますが、先ずどれ、どの河川を出す、どれ、どの港灣を出す、どの砂防をやる、こゝういふものを予算を獲得する前に大体決めて出して、そしてその編成した予算をこつちに出す。こゝうなつていまして、予算を出した頃にはすでにやる河川の工事費も、継続の年限も、それまで実は國會にはつきり出してゐるのです。実は今日はむしろその形が年々の予算計上の形でございまして、全然以前とは違つてゐますが、前よりも内情が國會に現れてゐないのじやないか、さういふふうな心配を多分に私は持つてゐます。でありますから今北條委員の言われた通りに、全部こゝで決定するといふことは無論困難だと思ひます。公平にやりまして、やはり

地元から出ておる方は、その地元になるべく予算を持つて行こうといふのは、人情でございませう。併しながら私の考へといたしましては、建設省の仕事は技術が根幹でありますからして、河川にしても或いはその他の事業にしましても、技術上これをいづどこに必要とするか、こゝういふことを十分検討して、建設省の技術上検討したこと

は、恐らくこの委員会でも、それが公平ならば御同意下さると私は信じてゐます。又御同意を下さることは國のために役立つところと思つてゐます。そこに多少の區別をつけ得るものがあるならば、これは多少の異なることがありましようが、大体の方針としてはその技術の根幹によりまして、先ず第一、第二とこゝういふ順序をつけるのが本當と思ひます。今まで技術上の方面において、大体さういふ観点から二十四年度の予算も省内で決定しつゝあることと思ひます。認証もその程度で受け得ると思つてゐます。が、今北條委員の言われた通りに、これはひとり省内で決めるのみならず、でき得るならばその認証を受ける前に、やはりこの委員会とよく折衝して委員会の御理解をいただきます。或いは委員會によく諮つて行くといふのが國會の存在を意義深くさせる意味においてこれは全く同感で、さういふふうな今後持つて行きたい、少くとも今後はさういふふうを持つて行きたいと思つてゐます。特にこの点はこの委員會としても御監視願ひたいと思ひます。

○北條秀一君 赤木政務次官のお話に私共は同感の意を表するわけでありませうが、先般久松委員或いは安部委員から、河川砂防についての予算再分配

の問題を資料を出すように言われまし
たが、私は先程申し上げましたようにこ
れは全部に關連した問題ですので、特
に今赤木次官のお話がありました趣旨
に従ひまして、赤木政務次官におい
て、この予算再分配の資料を本委員会
に提出するかどうかという問題につい
て、最善の努力をお願いしたい、こう
いうことを重ねて申し上げます。

○理事(原口忠次郎君) 外にございま
せんか。それでは私から政府の河川官
廳にお尋ねしたいことがございませ
う。それは最近例えて申しますと能野
川、十津川、只見川或いは琵琶湖の問
題、そういうふうな方々にある河川に
ついて水力電氣を盛んに起す。そうし
てそういうふうな事柄が恰もその河川
を掘つておるところがやつておるかの
ごとき印象を、我々一般國民に與えら
れるような新聞記事が最近非常に多い
ように私は思います。一体この河川行
政を掘つておられる河川官廳が、そう
いう方面には殆んど無関心でおられる
のじゃないかというふうな感じがする
のです。関西におきましては、例えば
只見川、十津川、そういう方面の河川
には水力電氣が何万キロになつて、外
資も入つて来て今にも着手するのだと
いうことが報道されております。又琵琶
湖の問題にしても、この方面でこう
いうことをやつておるのだということ
が新聞記事に出ております。こういう
ことを河川官廳は、どうしておられる
か、河川官廳は一体何を考へておるか
というところが少しも發表されておらな
い。こういうふうな感じが最近私は非
常に多い。こういうものについて、河
川官廳としてどういうふうに考へてお
られるのか。私共はこの本委員会にお

いては、水力電氣は將來の大建設省の
一つの部門として、建設省に入ること
を希望しておるのですが、早くこうい
う水力電氣を入れた建設省を作らなけ
ればならぬのに、遅れているのは一つ
の悪例だと思つておりますが、その点
についてどういうふうにお考へになつ
ておるかこれをはつきり伺いたい。ち
よつと速記を止めて。

○理事(原口忠次郎君) 速記を始め
て……。今日はこれで散會いたします。
午前十一時五十分散會

出席者は左の通り。
委員長 石坂 豊一君
理事 原口忠次郎君
委員 岩崎正三郎君
遠山 丙市君
堀 末治君
安部 定君
久松 定武君
北條 秀一君

政府委員

建設政務官 赤木 正雄君
建設技官 目黒 清雄君
(河川局長)
建設技官(地
理調査所長) 武藤 勝彦君

説明員

建設事務官 小林與三三君
(大臣官房
文書課長)

五月七日本委員会に左の事件を付託さ
れた。

- 一、北上川改修工事促進に關する請願(第八百七十八号)
- 一、安倍川砂防工事に關する請願(第八百八十六号)

一、縣道中津名古屋線中一部路線變更に關する請願(第八百八十八号)

一、道路整備改善に關する請願(第八百九十六号)

一、表生駒山系砂防工事促進に關する請願(第九百十号)

一、飯川治水工事促進に關する請願(第九百十四号)

一、水防法制定反對に關する陳情(第九百三十九号)

一、奥会津開發促進に關する陳情(第九百四十三号)

一、京都府阪鶴道路線中肥後、耕谷兩橋架設に關する陳情(第九百四十四号)

一、十津川の河水統制事業に關する陳情(第九百四十七号)

一、都市の不燃化に關する陳情(第九百四十九号)

一、住宅建設促進に關する陳情(第九百五十二号)

一、北山川ダム建設反對に關する陳情(第九百六十六号)

第八百七十八号 昭和二十四年四月二十二日受理

北上川改修工事促進に關する請願

請願者 岩手縣瀧澤郡姉妹村樋ノ口三六姉妹堤防工事促進期成同盟會内 板

屋泰治外六名

紹介議員 千田正君

幾度となく計画が進められ着工を約束された岩手縣下北上川の災害復旧改修工事は未だに着工されないで、このまま融雪期と梅雨期を迎えると耕地、家屋等流失の災禍を再び繰返すから、食糧増産、民生安定のため、北上川改修工事費並びに災害復旧土木費の

國庫補助の優先増額と、姉妹常盤堤防工事を着工せられたいとの請願。

第八百八十六号 昭和二十四年四月二十二日受理

安倍川砂防工事に關する請願

請願者 靜岡市長 増田茂外三十名

紹介議員 河井彌八君

靜岡縣下の安倍川改修工事は昭和七年度より着工されたが、戦争遂行のため工事予算は数次にわたつて削減せられて、遂に昭和二十年度に停止河川となつた。本川の水源地には、日本三太山崩れの大谷崩があつて、崩壊が廣大に及ぶので降雨毎に流出する土砂は河床を上昇させて、本川の清流も伏流するところとなり、かんがい用水の引水に支障を生じている。これをこのままに放置するときは改修の効果にも影響を及ぼすことになるからすみやかに、本川砂防えん堤工事を施行せられたいとの請願。

第八百八十八号 昭和二十四年四月二十二日受理

縣道中津名古屋線中一部路線變更等に關する請願

請願者 岐阜縣多治見市長 金子義一外五名

紹介議員 松野喜内君

縣道中津名古屋線は、東濃地方と名古屋市を結ぶ唯一の重要路線であるが、戦時中路面の修理が放任されており、且つ多治見、坂下間に内津峠という難路があるため、当地方の運輸交通に重大な支障を與えているから、産業經濟の振興を図るとともに、沿線一帯の観光地を紹介するため、一部路線を變更して土岐川沿いに名古屋に通ずる平坦

線の新設及び路面の改修工事を實施せられたいとの請願。

第八百九十六号 昭和二十四年四月二十三日受理

道路整備改善に關する請願

請願者 東京都港区海岸通り一ノ二五建設省建設工事本部内日本道路協會内全國道路利用會會議

内 嶋村力外八名

紹介議員 大隅憲二君 赤澤與二君 原口忠次郎君 石坂 豊一君

わが國の道路は、荒廢その極に達してゐるため、輸送力を阻害し、産業復興と民生安定にいちじるしい障害を與えているから、(一)道路の整備改善に対する國庫補助を増額すること、(二)失業救済事業として道路工事に重点を指向すること、(三)道路法並に關係法規を全面的に改正すること等の施策をすみやかに實現せられたいとの請願。

第九百十号 昭和二十四年四月二十五日受理

表生駒山系砂防工事促進に關する請願

請願者 大阪府中河内郡孔舎衙村長 橋川嘉一郎外六名

紹介議員 大野木秀次郎君

大阪府東方七キロの地点を南北に縦走する信貴山系駒山脈の山々は、戦後における濫伐により全くのはげ山となり、降雨毎に山岳は崩壊し、土砂の流出は河川を埋めて、しゅんせつに多大の費用と勞力を要する現状である。一度び大雨が來襲すればたちまち大出水となつて、山ろくに密集する人家、工場等に大被害を與えることは明らかである

ので、現在大戸村菅川に砂防工事を行中であるが民生安定のため、その他の町村にもすみやかに、砂防工事を施行せられたいとの請願。

第九百十四号 昭和二十四年四月二十五日受理

坂川治水工事促進に関する請願
請願者 愛媛縣喜多郡大洲町長 田中紺藏

紹介議員 久松定武君

坂川は、宇和平野を水源として大洲平野を貫流し、その流域面積は愛媛縣全面積の五分之一を占める大河川であるが、昭和十八年度のこう水により、人畜、家屋、道路、橋りょう、田畑はじ

んななる被害をこうむり、当時の田畑の被害箇所は復旧は、おおむね完了を見たのであるが、築堤防さい工事はそのままに放置されている現状である。

しかして、昭和十九年より施行中の工事は予算きん少のため、大洲町、新谷村地域内の治水改修工事に止つてゐるが本工事の完成は緊急を要するものであるから、すみやかに、予算を増額されて本河川の全面的治水工事を完了せられたいとの請願。

第三百三十九号 昭和二十四年四月二十二日受理

水防法制定反対に関する陳情
陳情者 東京都芝区西久保巴町三 五全園町村会内 伊藤藤

今般政府においては、消防法及び消防組織法の一部を改正して、あらたに水防法を制定される由であるが、本法案の骨子ともいへば指定水防団体に対する水防團の新設は、現下の地方町村の事情にかんがみ、既設の消防團を整備強化する方がその運営及び財政上合

理的であるから、本法の制定には反対であるとの陳情。

第三百四十三号 昭和二十四年四月二十二日受理

奥会津開港促進に関する陳情
陳情者 福島縣若松市七日町二〇 五奥会津開港同志会若松 事務所内 横田宗久

福島縣下盤城炭田と会津の水源は國家的三大宝庫であり、これを開港することとは、わが國の産業、經濟上に自主性と希望を興えるものであつて、單に地方的の問題ではないから、開港の遲滞のないよう予定の計画を実現せられたいとの陳情。

第三百四十四号 昭和二十四年四月二十二日受理

京都府阪鶴道路線中肥後、耕谷間橋架設に関する陳情
陳情者 京都府舞鶴市長 柳田秀 一外六十一名

阪鶴路線は、大阪と舞鶴を結ぶ幹線府縣道で、昭和十八年以來國庫補助によつて改良工事が施行され、現在その九十パーセントを終了し、残るところは何鹿郡山家村地内の肥後橋と船井郡上和知村地内の耕谷橋の二橋梁のみである。この両橋架設工事は本改良工事中最大のものであるから、昭和二十四年度に肥後橋、昭和二十五年度に耕谷橋をそれぞれ國庫補助によつて架設せられたいとの陳情。

第三百四十七号 昭和二十四年四月二十三日受理

十津川の河水統制事業に関する陳情
陳情者 大阪府豊内大阪府土木部 内 鈴木健二外六名

奈良縣が計画している十津川河水統制

事業は、十津川、紀川総合開港事業計画の一環であつて、農業及び工業用水の確保と電源開港、災害防除等に最適の事業であり、産業の振興に寄與するところが大きく、又奈良、和歌山、大阪等の關係府縣相互の利害關係においても一致するから、すみやかに本事業の実現を図られたいとの陳情。

第三百四十九号 昭和二十四年四月二十三日受理

都市の不焼化に関する陳情
陳情者 東京都中央区銀座西三ノ 一 都市不焼化期成同盟 内 高橋龍太郎外十三名

わが國の都市は多く木造建築都市であるが、ひん発する大火災、風水害、震災等による被害は大なるものがあるから不燃都市を建設する必要がある、そのためには、(一)各都市の中心部は耐火建築建築物をもつて構成すること、(二)各都市内に充分なる緑地及び自由地を保有し、且つ各建物の敷地内には適當なる空地を留保すること、(三)都心以外の建築物には建物の緩燃化を企圖すること、(四)各都市の消防水利については、市民の協力をまつてこれが整備強化及びその機能性の増進を図ること等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第三百五十二号 昭和二十四年四月二十五日受理

住宅建設促進に関する陳情
陳情者 愛媛縣知事 青木重臣外 十二名

再建日本の民生安定上に大なる障害となつてゐる住宅問題の解決策として、(一)本年の國庫補助による庶民住宅建設の大幅増加、(二)住宅金庫の設置、

(三)重要産業労働者に対する住宅建設資金の融資等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第三百六十六号 昭和二十四年四月二十七日受理

北山川ダム建設反対に関する陳情
陳情者 和歌山縣新宮市議會議長 赤根由次郎

今回日本化学工業株式會社設立に伴つて、熊野川支流北山川に民間獨占企業としてダム建設を行ふ由であるが、これは熊野川上流における分水計画に等しいものであり、その結果支流の水勢は激減するため、舟便、木材流下、山林資源開港等に支障をきたし、新宮市をはじめ三重、和歌山、奈良三縣の重要物資増強に一大支障をきたすことは、火を見るより明らかである。また、國立公園として大自然の美觀を誇る熊野川流域の瀕八丁は自然美を破壊されることになるから、ダムの建設は熊野川本流においてなされるべきであつて、支流北山川ダム建設に対しては絶体反体であるとの陳情。

第二條 廣島平和記念都市を建設する特別都市計画(以下平和記念都市建設計画という)は、都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、恒久の平和を記念すべき施設その他平和的施設の計画を含むものとする。

2 廣島平和記念都市を建設する特別都市計画事業(以下平和記念都市建設事業という)は、平和記念都市建設計画を実施するものとする。

(事業の援助)
第三條 國及び地方公共團體の關係諸機關は、平和記念都市建設事業が、第一條の目的にたらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならぬ。

(特別の助成)
第四條 國は、平和記念都市建設事業の用に供するために必要があると認める場合においては、國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共團體に対し、普通財産を讓與することができる。

(報告)
第五條 平和記念都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進捗状況を報告しなければならない。

2 内閣總理大臣は、毎年一回國會に対し、平和記念都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(廣島市長の責務)

第六條 廣島市の市長は、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、廣島平和記念都市を完成することについて、不断の活動をしなければならぬ。

(法律の適用)

第七條 平和記念都市建設計画及び平和記念都市建設事業については、この法律に特別の定がある場合を除く外、特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）及び都市計画法の適用があるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に執行中の廣島特別都市計画事業は、これを平和記念都市建設事業とし、第二條第二項の趣旨に合致するように都市計画法第三條の規定による手続を経て、これを変更しなければならない。